平成２９年（フ）第２２３号
熊本市西区上熊本３丁目15番15―104号
債務者　柏原　美沙
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
北海道小樽市朝里２丁目11番20号　アーバンヒルズ朝里202号室、前住所北海道小樽市銭函３丁目23番地44
債務者　金田　千春（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６１号
北海道小樽市若竹町９番８号
債務者　佐藤　賢二
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第８５号
青森県八戸市大字湊町字穴畑７番地82　フラワーパレス102号
債務者　佐々木えさ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２８８号
仙台市宮城野区東仙台１丁目７番１―602号
債務者　朴　　一成
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３７２号
宮城県宮城郡松島町初原字志戸内13番地の１
債務者　桑原　　優
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
仙台市宮城野区福室２丁目３番33号
債務者　高橋　成子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
福島県東白川郡塙町大字伊香字古宿171番地
債務者　鈴木　承子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
福島県石川郡浅川町大字東大畑字泉７番地
債務者　鈴木智恵子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
茨城県土浦市右籾1319番地
債務者　笠　　秀行
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３号
茨城県つくば市富士見台33番地246
債務者　長谷川健二
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５４６号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番７棟109号
債務者　藤岡あや子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６５８号
千葉市若葉区みつわ台２丁目７番17号　エクセレントヒルⅡ204号
債務者　髙橋　弘光
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６５９号
千葉市若葉区みつわ台２丁目７番17号　エクセレントヒルⅡ204号
債務者　髙橋佳代子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６０号
千葉県市川市新田２丁目24番17号　（きょんハイツ202号）
債務者　原田　一久
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２号
新潟市中央区川端町３丁目15番地１　コープ野村川端町Ｂ―704号
債務者　南　　孝元
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６４号
富山県高岡市下牧野41番地７、前住所石川県小松市今江町９丁目118番地　丸山清方
債務者　丸山　　恵（旧姓松川・森下）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
富山地方裁判所高岡支部